

# 生衛ひろしま

公益財団法人 広島県生活衛生営業指導センター  
〒 730-0856  
広島市中区河原町 1-26 広島県環衛ビル  
TEL 082-532-1200  
FAX 082-532-2210  
URL <https://www.seiei-hiroshima.jp/>

## 【今回の紙面】

就任のあいさつ .....	1
令和 6 年春の叙勲 .....	2
令和 6 年度理事会・評議員会（指導センター） .....	2
令和 6 年度事業計画（指導センター） .....	3
専門家スタッフによる無料相談のご案内 .....	3
指導センターからのお知らせ .....	4
営業相談室の開設	
クリーニング師研修会・業務従事者講習会の開催	
経営特別相談員研修会の開催	
生衛組合だより .....	5
S マーク（標準営業約款登録） .....	6
組合加入の呼びかけ .....	6
広島県生活衛生関係担当窓口 .....	6
日本政策金融公庫からのお知らせ .....	7
広島県からのお知らせ .....	8

## ■就任のあいさつ

広島県健康福祉局 食品生活衛生課長

とうくぼ やすし  
東久保 靖



皆様には、日頃から本県の生活衛生行政に御協力をいただき、誠にありがとうございます。また、生活衛生関係営業における業界の振興・育成並びに衛生水準の維持・向上に御尽力をいただき、厚く御礼を申し上げます。

社会全体がコロナ禍の制約から抜け出しつつある昨今、経済活動が活発化し、消費額は拡大傾向にあります。

本県では、次の 10 年間における目指す姿とその実現のため「安心▷誇り▷挑戦 ひろしまビジョン」を策定し、デフレからの脱却と賃金・物価の好循環の実現、イノベーションの活発化、物価高騰への対応、昨年の G 7 サミットの成果を活かした観光客の誘致など、広島を元気にする様々な取組を推進しているところでございます。

また、「密過ぎない都市と美しく自然豊かな中山間地域」という本県の強みを生かし、時間や場所にとらわれない自由度と満足度の高い暮らし方と働き方ができる地域づくりにも取り組んでおります。

皆様に従事いただいている生活衛生関係営業は、広島を訪れる方々への「おもてなし」だけでなく、人々が望む、安全で安心な、ゆとりある暮らしづくりを後押しする存在として、益々その振興と発展が求められていると認識しております。

また、近年の消費者ニーズの多様化、健康や衛生水準に対する関心の高まりの中で、皆様には、より質の高いサービスの提供が求められる一方で、後継者の育成や、原材料費等の上昇など、経営上の課題も抱えておられると伺っております。

広島県では、こうした取り組みを支援するため、生活衛生営業指導センターの助成を行うなど、生活衛生関係営業の振興を図っております。

皆様におかれましても、経営の近代化や振興などを通じて、衛生水準の維持・向上を図られるとともに、「広島に生まれ、育ち、住み、働いて良かった」と心から思っていただけ広島県の実現に向けて、なお一層の御協力をいただきますようお願いいたします。

最後に、皆様の今後ますますの御発展と御健勝、御活躍を祈念いたしまして、あいさつといたします。

## 令和 6 年春の叙勲

～ 栄えある受章おめでとうございます ～

◇ 旭日単光章

下井田 繁 喜 理事長  
広島県公衆浴場業生活衛生同業組合



## (公財) 広島県生活衛生営業指導センター 役員等執行体制

### (理事・監事)

役職名	氏 名	所属組合・役職
理事長 (代表理事)	新長 謙三	食肉生活衛生同業組合 (理事長)
副理事長	森脇 幸也	食鳥肉販売業 ♪ (理事長)
〃	面迫 博文	クリーニング ♪ (理事長)
専務理事 (業務執行理事)	菊池 和子	生活衛生営業指導センター (専務理事)
理 事	佐々木克己	社交飲食生活衛生同業組合 (理事長)
〃	滝村 勝博	喫茶飲食 ♪ (理事長)
〃	藤本 勇次	興行 ♪ (理事長)
〃	千玉 敏之	飲食業 ♪ (理事長)
〃	山本 拓治	美容業 ♪ (理事長)
〃	下井田繁喜	公衆浴場業 ♪ (理事長)
〃	有本 隆哉	ホテル旅館 ♪ (理事長)
〃	川口 伸二	料理業 ♪ (理事長)
〃	岡本 幸蔵	理容 ♪ (理事長)
〃	西本 尚士	広島商工会議所 (事務局長)
〃	長谷川信男	広島県商工会連合会 (専務理事)
監 事	杉野 龍一	料理業生活衛生同業組合 (組合員)
〃	貝原 英伸	美容業 ♪ (理事)
〃	多田 誠	多田総合会計事務所

### (評議員)

氏 名	所属組合・役職
田中 裕之	日本政策金融公庫広島支店 (支店長)
清水 敏宏	興行生活衛生同業組合 (副理事長)
政木 孝一	クリーニング ♪ (副理事長)
若山 芳之	理容 ♪ (副理事長)
米田 学	美容業 ♪ (理事)
加藤 龍馬	公衆浴場業 ♪ (理事)
藤田 浩司	ホテル旅館 ♪ (広島市理事)
菅原 泰治	食肉 ♪ (事務局長)
岡本 洋二	飲食業 ♪ (副理事長)
田中 成雄	料理業 ♪ (組合員)
星野 信長	社交飲食 ♪ (常務理事)
橋本 紀子	喫茶飲食 ♪ (副理事長)
河村 和弘	食鳥肉販売業 ♪ (組合員)

### 【退任のお知らせ】

三住 武 副理事長様 (広島県理容組合)  
岡本 幸蔵 評議員様 (広島県理容組合)  
本森 紀昭 評議員様 (広島県美容業組合)  
天野 正浩 評議員様 (広島県食肉組合)  
大前 晋男 評議員様 (広島県飲食業組合)  
大串 修二 評議員様 (広島県社交飲食組合)  
茶木 武臣 評議員様 (広島県喫茶飲食組合)  
のみなさんが退任されました。  
長い間お世話になりました。

# ■ (公財) 広島県生活衛生営業指導センター 令和 6 年度 事業計画

令和 6 年 3 月に開催された、理事会、評議員会において、令和 6 年度の事業計画等が決定されました。

営業者の高齢化、後継者育成、組合への新規加入の促進などの課題がある中、今年度も、組合の運営基盤強化やネットワークの拡充を図るための「生活衛生同業組合活動推進月間」事業に積極的な事業協力を行うなど、生衛業の経営の健全化、衛生水準の維持・向上をさらに図るために、各種の生衛業振興事業を積極的に推進いたします。

## 1 相談事業

- (1) 融資相談等：営業相談室の開設
- (2) 関係機関との連携強化
- (3) 広報事業：生衛ひろしま（年 2 回発行）

## 2 情報化整備事業

- (1) ホームページの運営、情報提供
- (2) 各種名簿等の管理（クリーニング師名簿、標準営業約款登録台帳など）

## 3 後継者育成支援事業

- (1) 生衛業インターンシップ事業

## 4 健康・福祉対策推進事業

## 5 消費者コールセンター事業

- (1) 苦情相談等

## 6 技術研修講習事業

- (1) 生衛組合の人材育成、技術研修

## 7 標準営業約款登録事業

- (1) 理容、美容、クリーニング等の登録
- (2) 加入促進、利用者等への広報活動

## 8 クリーニング師等研修事業

- (1) クリーニング師研修（広島、福山）
- (2) 業務従事者講習（通信講習）

## 9 調査業務等受託事業

## 10 衛生水準確保・向上事業

- (1) 衛生水準確保・向上事業推進会議
- (2) 広報事業
- (3) 店舗情報提供

# ■ 生活衛生関係営業者の皆様へ専門家スタッフによる無料相談のご案内

## 生活衛生関係営業者の皆様へ

### 「経営上のお困りごとを専門家へ相談してみませんか？」

（生活衛生関係営業は、興行・クリーニング業・理容業・美容業・公衆浴場業・ホテル旅館業・食肉販売業・飲食業・料理業・社交飲食業・喫茶飲食業・食鳥肉販売業・氷雪販売業です。）

お困りごとがあれば専門家スタッフがお手伝いします。

- 例えば ●国・県・市町の補助金、支援策等  
 ●デジタル化への対応  
 ●労務関係  
 ●税制全般  
 ●事業承継  
 ●消費者トラブル など

専門家スタッフは、弁護士・社会保険労務士・中小企業診断士・税理士・行政書士です。

### 相談料は無料です。

相談実施期間は令和 6 年 6 月 1 日から令和 6 年 12 月末までです。

詳細はリーフレットをご覧ください。（HP 掲載中です。）

申し込みは個別相談申込書（リーフレット裏面）にご記入のうえ、当センターへ FAX またはメールでお申し込みください。

令和 6 年度補正 生活衛生関係営業指導センター緊急対応事業

**ご相談は無料です**

専門家による緊急相談支援のご案内  
**経営上のお困りごとを**  
**専門家に相談してみませんか?**

生活衛生関係営業者のみさまへ

●経営上のお悩みはありませんか?  
 ●たとえば、このようなご相談をお受けしています。

●国の補助金を活用して  
 販路を拡大したい

●労働関係  
 労務問題について

●税制全般  
 節税対策について

●事業承継  
 後継者育成について

●消費者トラブル  
 苦情相談について

●みなさまのお悩み、お困りごとについて、弁護士、税理士、行政書士、社会保険労務士、中小企業診断士の専門家スタッフが、経営に関するご相談（創業、補助金、会社への支援策、デジタル化、事業承継、税務、労務、消費者トラブルなど）をお受けします。

●相談を希望する方は、裏面の申込書にご記入のうえ、当センターまでには FAX またはメールでお申し込みください。

●事業承継、経営再建のために貴社の機会に相談ください。

●相談の対象者は、次の営業者の方です。  
 理容店 美容店 興行店 クリーニング店  
 公衆浴場 ホテル・旅館 飲食店 販売店  
 社交飲食業 喫茶店 食肉・食鳥肉販売店  
 氷雪販売業

●ご相談は無料です。

●専門家が緊急相談して相談を受けます。  
 ●1件のご相談に対して、専門家へ継続的に相談していただくことができます。

●相談実施期間は、令和 6 年 12 月末までです。  
 ●お申し込みは無料ですが、お申し込みのお申し込み料はかかりません。

公益財団法人 広島県生活衛生営業指導センター  
 〒730-0856 広島市中区河原町1番25号 広島県庁ビル4階  
 TEL: 082-532-1200 (9:00~17:00 土日祝日等除く) / FAX: 082-532-2210

## ■ 指導センターからのお知らせ

### ◎ 生活衛生関係営業者の相談窓口「営業相談室」の開設

指導センターの経営指導員が相談に応じますので、お気軽にご相談ください。相談は無料です。

開 設 場 所			開 設 日 時	
福山市生涯学習プラザ	小会議室 2	福 山 市	7 月 3 日(水)	13:00 ~ 15:00
しまなみ交流館	会議室 2	尾 道 市	7 月 17 日(水)	
東広島芸術文化ホールくらら	会議室 2	東広島市	8 月 7 日(水)	
廿日市市商工保健会館	4 階会議室 2	廿日市市	8 月 21 日(水)	
三次十日市きんさいセンター	会議室	三 次 市	9 月 4 日(水)	
大竹商工会議所	1 階相談室	大 竹 市	9 月 18 日(水)	
イマトスペース	4 F IMATO	三 原 市	10 月 2 日(水)	
府中市文化センター	会議室 1	府 中 市	10 月 16 日(水)	
呉市きんろうプラザ	第 2 小会議室	呉 市	11 月 6 日(水)	
福山市生涯学習プラザ	小会議室 2	福 山 市	11 月 20 日(水)	
生活衛生営業指導センター	環衛ビル 8 階	広 島 市	月～金曜日 (除休祝日)	9:00 ~ 17:00

### ◎ クリーニング師研修会・業務従事者講習会の開催

クリーニング師及びクリーニング業務従事者は、3 年を超えない期間ごとに県知事が指定した研修を受ける必要があります。(クリーニング業法)

本年度の受講対象者は、令和 3 年度以前に研修等を受講された方と、これまでに受講されていない方です。

対象者となっている方は、必ず受講してください。

#### ① クリーニング師研修

開 催 日	会 場	
令和 6 年 10 月 31 日(木)	広島市	広島県環衛ビル 9 階大会議室
令和 6 年 11 月 10 日(日)	福山市	広島県民文化センターふくやま
令和 7 年 2 月 2 日(日)	広島市	広島県環衛ビル 9 階大会議室

※研修時間：13 時～17 時

※受講対象者には、10 月初め頃に開催案内、申込書を送付する予定です。**開催日の 15 日前まで申込みができます。**



令和 6 年 2 月 4 日(日) 広島会場

#### ② 業務従事者講習

講習は通信教育です。

申込期間は令和 6 年 10 月 1 日～11 月 30 日まで

### ◎ 経営特別相談員研修会の開催

右の日程により研修会を開催します。

(株)日本政策金融公庫からは衛経貸付制度を中心に、生活衛生融資全般の留意事項の内容を予定しています。

是非ご参加ください。

区 分	福山会場	広島会場
開催日時	9 月 2 日(月) 13:30 ~ 17:00	9 月 9 日(月) 13:30 ~ 17:00
開催場所	県民文化センター ふくやま 文化交流室	広島県環衛ビル 9 階大会議室

■ 生衛組合だより

公衆浴場業組合

☆ひろしま・い〜お湯・スタンプラリー☆  
 期間：令和6年5月～7年3月

◇季節ごとにイベントをやっていますよ！

◇銭湯でほっこりリフレッシュ！

◇スタンプ集めて入浴券をゲット！



食鳥肉販売業組合



広島県食鳥組合では、令和6年4月1日～令和6年5月31日「国産チキンの消費拡大キャンペーン」を行いました。

「げんきくん」や「JAPAN チキンマーク」は、美味しい・安心をお届けする。日本食鳥協会の目印です。チラシの配布や、商品へのオンパックスールで、皆様にお知らせいたしました。

WEB 応募でたくさんの商品のプレゼントもありました。



## ■ S マーク (標準営業約款登録)

- 「S マーク」は、消費者の皆様にご利用いただくときの安全・安心の目印です。
- 厚生労働大臣の約款に従って、安全・安心・清潔を約束する3つの「S」を備えたお店の証です。

- ・ Safety (安全)
- ・ Sanitation (清潔)
- ・ Standard (安心)

● 理容店・美容店・クリーニング店・めん類飲食・一般飲食店の皆さん！！

消費者のお店選びの目安となる「S マーク」制度に登録し、安心と信頼のお店になりましょう。

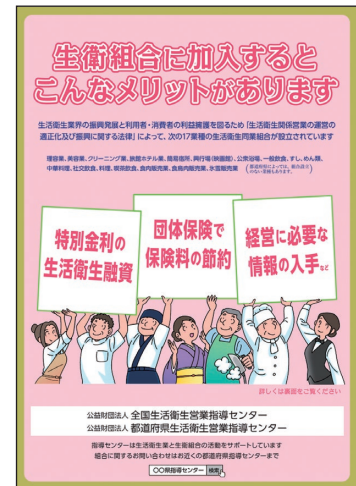
区 分	手 数 料	標 識 代 等	計
新規登録 (3年有効)	6,600 円	3,300 円	9,900 円
再登録 (5年有効)	2,360 円	1,300 円	3,660 円



## ■ 組合加入のメリットをPRし、組織の強化と生衛業の振興発展のために生活衛生同業組合への加入を呼びかけましょう

生活衛生同業組合は、「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」に基づく組合であり、組合に加入すると、次のようなメリットがあります。

- ① 日本公庫の有利な融資（低金利，融資限度額，貸付期間等）
- ② 研修会・講習会への参加による技能の向上，知識の習得
- ③ 各種共済，保険制度への加入
- ④ 行政や業界の情報を迅速に入手
- ⑤ カラオケ・クレジット料金などの割引・優遇 など



## ■ 広島県生活衛生関係担当窓口

健康福祉局 局長 北原加奈子  
食品生活衛生課 課長 東久保 靖

(生活衛生グループ)

主 査 中川 裕将  
主 任 山下 千代  
主 任 志村隆太郎  
主 任(エルダースタッフ) 豊田 浩二  
会計年度任用職員 前田美由紀  
会計年度任用職員 野村 整

日本政策金融公庫からのお知らせ

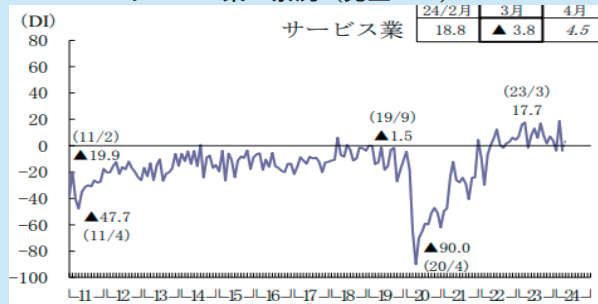
# 日本公庫の お役立ち情報パッケージ

## 【知る！】 業界動向・経営状況チェック

### 【業界動向チェック】



サービス業の景況（売上DI）



### 【経営状況チェック】



経営状況自己診断ツール



【シグナル（サービス業編）】  
経営状況を簡単に自己診断できるチェックノートです。自社の状況を見える化することで、課題の把握や対策の検討にお役立てください。

## 【学ぶ！】 他社の取組み事例

### 当たり前を見直してコスト削減 新サービスで新規顧客を開拓



所在地：神奈川県海老名市

事業内容：公衆浴場業

従来の当たり前にとられない創意工夫による「コスト削減」と、自社アプリの開発で新規顧客開拓のほか客単価アップにも成功

### 生衛業のwithコロナ対応事例 「ソコデカラvol.2」



所在地：埼玉県本庄市

事業内容：フルーツサンド店

夫婦の強みから生まれたフルーツサンド専門店。二人で力を合わせ知恵を絞り、見事、行列店へ導く。

## 【使う！】 役立つ情報・ツール

### 事例でわかる！DX 初めの一步 Web・SNS編



Web・SNSを活用した集客力向上のポイントを、実際の企業事例を交えて解説する小冊子です。

### 飲食店経営力磨き上げガイド



飲食店の経営課題とその解決策を、事例などを用いて分かりやすく解説した小冊子です。

## 日本公庫の便利なサービスのご案内

### 【LINE公式アカウント】

経営の“プラス”になる情報をお届けします。



### 【日本公庫ダイレクト】

インターネットで提供するサービスを無料でご利用いただける会員専用サイトです。

日本公庫 **ダイレクト**



## ■ 広島県からのお知らせ

### ～障害者差別解消法について～

令和 6 年 4 月 1 日から事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化されました。

◎障害者差別解消法は、行政機関や事業者に対して、障害のある人への障害を理由とする「不当な差別的取扱い」を禁止するとともに、障害のある人から社会の中にあるバリア（社会的障壁）を取り除くために何らかの対応を必要としている意思が示されたときには、負担が重すぎない範囲で障害者の求めに応じて対応するものとしています。（合理的配慮）

◎「障害者」とは、障害者手帳を持っている人だけではなく、継続的に日常生活や社会生活に相当な制限を受けている人全ての人が対象です。

障害者差別に関する相談先 「つなぐ窓口」 電話相談 0120-262-701

広島県障害者支援課窓口 082-513-3157



### ～旅館業法と障害者差別解消法との関係～

#### 1 不当な差別的取扱いについて

営業者は、障害者差別解消法を遵守する必要があることは当然であり、障害があることを理由として宿泊を拒むことはできません。（旅館業法第 5 条）

#### 2 障害の特性を踏まえた対応と合理的配慮の提供について

営業者は、障害の特性を踏まえて対応することが求められる場面が想定されます。そうした場面でも適切に対応できるように、従業員に対して障害の特性を踏まえた対応ができるよう研修の機会を与えるよう努めなければなりません。（旅館業法第 3 条 5 第 2 項）

#### 3 施設面等の環境整備等

営業者は、障害の有無を問わず施設を利用できるよう、施設面での環境整備に努めることが重要です。

##### （県事業）研修のご案内

障害理解や合理的配慮について、研修を実施します。

ぜひ、ご利用ください。

・企業への出張研修（無料）

・県主催の研修受講（無料）

電話 082 (513) 3157

ファクス 082 (223) 3611

メール [fusyoushien@pref.hiroshima.lg.jp](mailto:fusyoushien@pref.hiroshima.lg.jp)

広島県障害者支援課までお問い合わせください



生活衛生に関する問合せ先

広島県食品生活衛生課 生活衛生グループ 電話 082-513-3097